



島根県報

平成26年2月25日（火）

第2,574号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅

（水 産 課） 2

指定漁船調書の縦覧

（ ” ” ） 2

【公 告】

建設業法の規定による建設業の許可の取消し

（土 木 総 務 課） 2

開発行為に関する工事の完了（2件）

（都 市 計 画 課） 3

告 示**島根県告示第100号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成22年島根県告示第93号による保険に付すべき義務は、平成26年2月15日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成26年2月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

多伎町加入区

島根県告示第101号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成26年2月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

大田市仁摩町仁万1449-5 山根芳弘

大田市仁摩町宅野121 武下利夫

大田市仁摩町馬路213 伊藤一好

(2) 加入区

仁摩町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第2号の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成26年2月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 処分をした年月日

平成26年2月10日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

- (1) 処分を受けた者の商号
株式会社石田弥太郎商店
- (2) 主たる営業所の所在地
浜田市浅井町879-2
- (3) 代表者の氏名
佐々木 護
- (4) 許可番号
島根県知事許可(般-21)第1413号

3 処分の内容

許可の取消し(許可を受けている全ての業種の許可の取消し)

4 処分の原因となった事実

株式会社石田弥太郎商店の役員は、覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)違反により東京地方裁判所から懲役2年執行猶予3年の判決を受け、平成23年5月11日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第29条第1項第2号に該当すると認められる。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成26年2月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市切川町字印部653番1

面積 364.75平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市荒島町2453番地1

安藤 大輔

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成26年2月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市荒島町字辰ノ口1395番3

面積 294.00平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市荒島町1145番地

平井 修二